

公立小・中学校長
公立高等学校長様
特別支援学校長

長野県教育委員会教育長

学校における携帯電話の取扱い等について(通知)

長野県教育委員会では、携帯電話の取扱いについて、平成19年2月2日付け教育長通知「インターネット・携帯電話利用の指導について」(18教指第617号)をはじめとして、様々な機会をとおして指導をお願いしてきたところです。

このような状況の中、依然として携帯電話をめぐる様々な問題が発生しており、今後も情報機器の進展とともに新たな影響も懸念されています。

つきましては、下記の基本方針並びに別紙「携帯電話をめぐる問題への取組について」を参考にし、一層の取組と指導をお願いします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 小学校・中学校

現在、「学習に必要なでないものは学校へ持ち込まない」などの指導により、すべての学校において、携帯電話の持込みは原則禁止されている。

今後とも、携帯電話が学校教育活動に支障とならないように、原則持込み禁止の基本方針を継続すること。

また、学校の基本方針については、児童生徒及び保護者の理解が十分得られるよう配慮し、保護者に周知徹底すること。

(2) 特別支援学校

携帯電話の持ち込みについては、盲学校・ろう学校・養護学校において携帯電話をコミュニケーションの道具として活用している現状も踏まえて、児童生徒の実態に応じて各学校が基本方針を定めること。

また、学校における携帯電話の使用の目的、使用上のルールを明らかにして、児童生徒及び保護者に周知徹底すること。

(3) 高等学校

現在、すべての学校において、授業中の使用を禁止している。

今後とも、ルールが十分守られているかなどの実態を把握し、携帯電話が学校教育活動に支障とならないようにすること。

また、携帯電話利用のルールやマナーについては、生徒が主体的に取り組む力をつけるために、必要に応じて生徒の意見を聞き、話し合う機会を設けるなどして、より効果的なものにする。

2 学校における携帯電話の指導について

(1) 学校における情報モラル教育等の取組について

児童生徒の携帯電話利用の実態把握に努め、情報モラル教育を学年に応じて体系的に推進すること。

また、児童生徒が、コンピューターの操作等をとおして、情報を主体的に活用できる能力を高め、ネット上の危険を回避する能力やリスク対応の能力を身につけられるようにすること。

(2) 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

ネット上においても「いじめは人間として絶対許されない」という立場から、従来はいじめの問題への取組に加えて指導を充実させること。また、日常の児童生徒のサインを見逃さず、未然防止、早期発見・早期対応に努めること。

(3) 児童生徒の主体的な参加について

児童生徒の発達に応じて、ルールやマナーについて主体的に考えさせること。

その際、児童・生徒同士や保護者、地域の方と話し合うなど、情報化社会の一員として、ネット社会に参画する自覚と責任ある態度を培うこと。

3 家庭や地域との連携の強化について

学校において携帯電話の持込みを制限しても、携帯電話をめぐる問題は根本的には解決しない。学校は、家庭・地域と密接に連携しながら、学校外の使用も含め携帯電話に関する課題や指導方針について共通理解を図り取り組むこと。

4 市町村(学校組合)教育委員会の役割について

市町村(学校組合)教育委員会においては、各学校や地域の実態を踏まえた上で、学校に携帯電話の取扱いが適切になされるように基本方針を示す、学校・家庭に対する啓発活動を行う等、携帯電話についての取組を積極的に推進すること。

県教育委員会は、このため関係機関等との連携に努め、指導資料の作成、連絡会議等により市町村(学校組合)教育委員会と連携して施策を進める。

義務教育課 管理係 課長：荒深重徳 担当：榊澤晴樹 電話：026-235-7426 FAX：026-235-7494 E-mail：gimukyo@pref.nagano.jp	高校教育課 管理係 課長：小林一雄 担当：内堀繁利 電話：026-235-7430 FAX：026-235-7488 E-mail：koko@pref.nagano.jp
特別支援教育課 指導係 課長：白鳥政徳 担当：和田英夫 電話：026-235-7456 FAX：026-235-7459 E-mail：tokubetsu-shien@pref.nagano.jp	教学指導課心の支援室 生徒指導係 室長：町田暁世 担当：永原経明 電話：026-235-7436 FAX：026-235-7495 E-mail：kokoro@pref.nagano.jp

(別紙)

携帯電話をめぐる問題への取組について

1 学校における携帯電話の取扱いについて

年度当初に児童生徒・保護者に対して、学校の基本方針を明確に伝える。
やむを得ず携帯電話の持込みを認める場合は、取扱いのルールを定める。

2 学校における携帯電話の指導について

児童生徒の実態に応じた、情報モラル教育の年間指導計画を作成する。

(各教科をはじめ、総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動との連携に留意)

「ネット上のいじめ」を人権教育・道徳教育などと関連づけて指導を行う。

携帯電話(インターネット)の問題について、危険性や禁止事項を説明するだけでなく、児童生徒が考える機会を積極的に設ける。

(各教科の授業、児童生徒集会、講演会等)

携帯電話の生徒指導上の課題を把握して、関係機関と連携して取り組むこと。

(・個人情報の流出 ・ブログ、プロフによるトラブル ・携帯電話への過度な依存 ・授業中の使用 等)

3 家庭や地域との連携の強化について

学校と保護者は、あらゆる機会を通して携帯電話をめぐる問題について理解を深める。

(PTA、学級懇談会、家庭向け通知、地域懇談会等)

携帯電話のフィルタリング利用を推進する。

・フィルタリングの設定率 ... 小学生 11.6%、中学生 17.4%、高校生 17.2%
(平成 20 年 10 月長野県調査)

携帯電話を利用するにあたり「家庭のルール」づくりを推進する。

・「特に約束ごとはない」... 小学生 28.0%、中学生 31.5%、高校生 55.9%
(平成 20 年 10 月長野県調査)

・家庭のルール例 ... ユビキタス@nagano.vol 5 参照